

分野別施策

1. 生活支援

() 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障害者に対する福祉サービスは、市民に身近な基礎的自治体である市町村が主体となって実施しています。

平成25年4月には障害者自立支援法が、障害者総合支援法として施行されました。法律の改正により、難病患者も障害者福祉サービスの対象範囲に加えられるとともに、よりきめ細かなサービスの提供が必要です。

適正な障害福祉サービスの利用計画の作成に向けて相談支援事業者の一層の体制充実と資質の向上が求められます。

さらに、次世代の健康づくりのためには、思春期から妊娠期、子育て期へと、切れ目のない健康づくりと相談体制の充実が必要です。

骨格提言での指摘事項	障害福祉施策の推進			
	平成22～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【1. 法の理念・目的）・範囲】	障害者基本法改正（H23.8）[共生社会の実現に向け、基本原則を定め、障害の定義等の改正] ● 目的：「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記 ● 基本理念の創設			
【2. 障害の範囲】	● 障害福祉サービス等の対象に新たに難病の者等を追加			
【3. 支給決定】	▲ 障害程度区分を障害支援区分に見直し 障害支援区分を含めた支給決定のあり方について検討 →			
【4. 支援体系】	● 地域生活支援事業の追加 ▲ ケアホームのグループホームへの一元化 ▲ 重度訪問介護の対象拡大			
【5. 地域移行】	▲ 地域移行支援の対象拡大			
【6. 地域生活の基盤整備】	● 自立支援協議会の名称の弾力化と当事者や家族の参画の明確化 第3期障害者福祉計画（H24～26） 第4期計画（H27～）			
【7. 利用者負担】	市町村民税非課税世帯の利用者負担無料（H22.4～） 応能負担を原則とすることを法律上も明記（H24.4～）			
【8. 相談支援】 【9. 権利擁護】	● 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定			
【10. 報酬と人材確保】	基金事業により福祉・介護職員の処遇改善	→ 報酬改定で処遇改善加算（H24.4～） →	報酬改定	

【施策の方向性】

障害者が身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、上小地域障害者総合支援センターを基幹センターと位置付け、相談支援事業所での相談及びサービス利用計画の作成により利用者のニーズに応じたサービスを提供するとともにサービス等の見直しによりきめ細かな支援を図ります。

知的障害者又は精神障害者の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の育成と活用を図り、障害者等の権利の侵害や財産管理に対して適切な対応に努めます。

また、成年後見制度の利用にあたり、費用の負担が困難である者に対しては、必要な経費について助成を行います。

発達相談センターでは、関係機関と連携して発達障害児・者やその家族に対して相談支援等を行うとともに支援体制の充実を図ります。

交通事故や病気などが原因で脳への損傷があり、理解や判断などの機能（高次脳機能）が低下する高次脳機能障害については、医療機関等で行う「医学的リハビリテーション」との連携を密にし、個々のニーズにあった機能回復の増進を図ります。

障害者虐待防止法に基づき、関係機関（上田自立支援協議会や上田市要保護児童対策地域協議会への参加機関）による情報の共有と解決に向けた検討、個別ケースへの支援や虐待ケースへの対応を迅速に行うと共に適切な支援が行えるよう関係機関と連携しスキルアップを図ります。

相談支援事業を効果的に実施するためには、自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発等を推進します。

障害者やその家族が住み慣れた地域で暮らすために、家族会への支援やピアカウンセリングにより相談支援を行います。

1. 生活支援

(2) 福祉サービス等の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域内の限られた社会資源を有効に活用していくことが必要です。

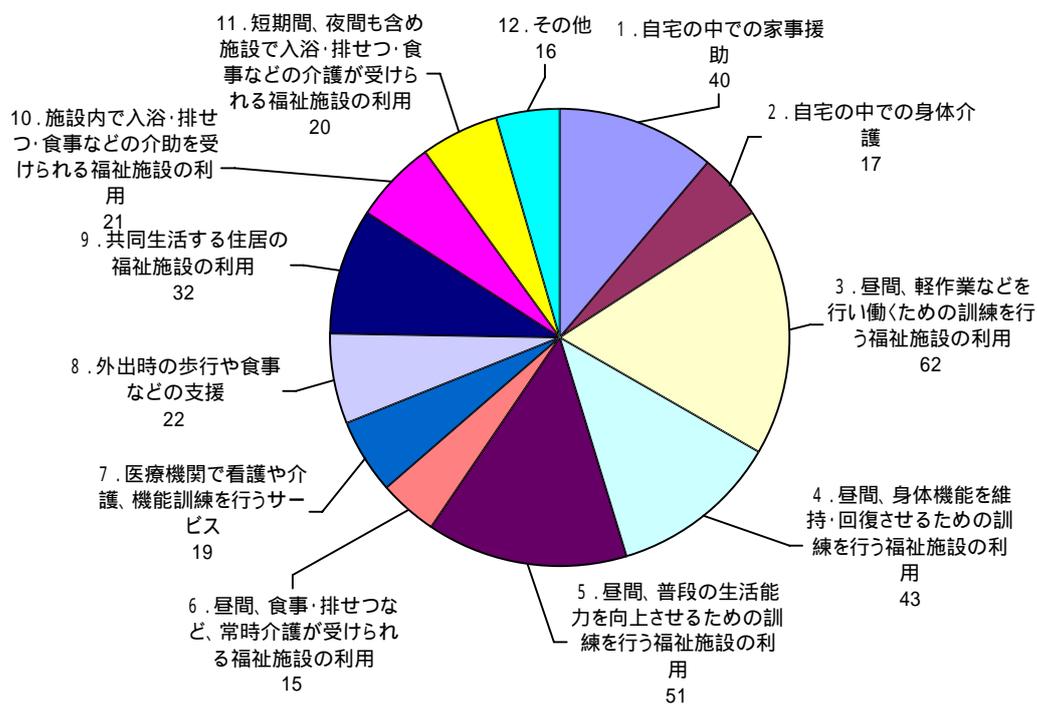
障害者とその介助者の高齢化に伴い、障害者本人への支援ばかりでなく、介助者への支援も必要となっています。

また、在宅の重症心身障害児・者が日常生活または社会生活を営む上で、社会資源の充実が長い間の課題です。

さらに、障害者総合支援法の改正により平成26年4月からは重度訪問介護の対象が、従来の重度の肢体不自由者に加え知的障害者・精神障害者にも拡大する予定です。このため、適切な支給決定とサービスの提供が求められます。

【アンケート】

問 今後も継続して利用したい障害福祉のサービスや、新たに利用したいと思うサービスについて



【施策の方向性】

利用者の実態、ニーズに応じて、相談支援事業所が作成するサービス利用計画に当事者の要望を反映させ、これに基づいた適切なサービスの提供に努めます。

医療的ケアの必要な障害児・者への支援は、障害者福祉だけでなく、医療や介護、教育等の関係機関と連携を図り、必要なサービスや入所・通所施設などの支援策を検討します。

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の社会資源の有効活用が図られるよう、法律や制度の垣根を越えた取組の可能性について検討します。

障害者の外出のための移動支援として、NPO 法人等が行う「福祉有償運送サービス」があります。サービスの必要性や事業所の適正な運行管理ができるよう上田市福祉有償運送運営協議会を開催し、利用者の利便性と安全の向上を図ります。

また、障害状況に応じた自動車の改造に対する費用や運転免許証取得費用の助成制度等により、障害者の生活圏の拡大を促進します。

障害者を支える家族や支援者のレスパイト施策（放課後支援や短期不在時支援等）の充実を図ります。

1. 生活支援

(3) 障害児支援の充実

【現状と課題】

障害を持つ子どもには、身近な地域で質の高い支援と療育が18歳まで切れ目のない一貫した支援が必要です。

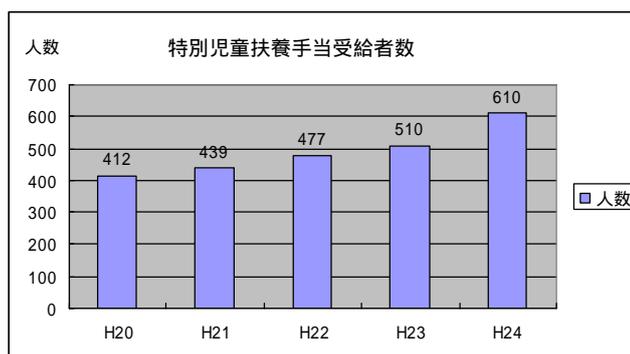
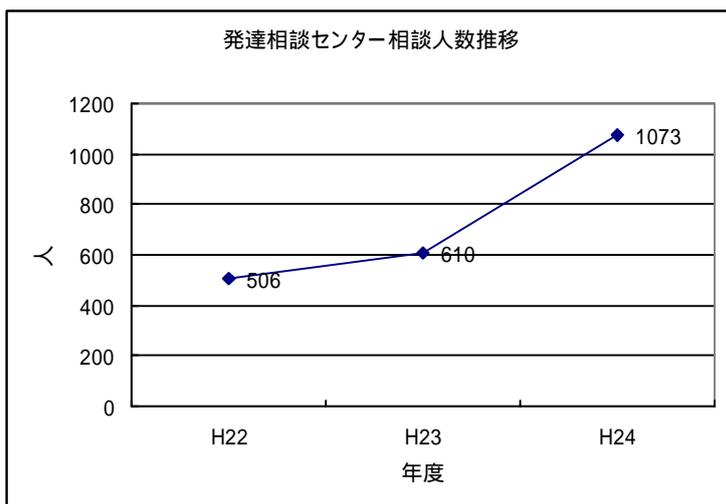
また、障害の程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図ることができる支援の重要性が高まっています。

発達障害（疑いのある場合も含む）は、子どもの特性を理解し、周囲が共有して適切な支援をするとともに、早期に発見することで、二次障害を防ぐことも可能です。

また、障害児を支える保護者への相談支援体制の充実を図り、保護者に寄り添った支援も必要です。

保育園・幼稚園では、発達が気になる児童の数は、ここ5年間で4割ほど増えていることから、現場を預かる保育士等の障害への理解を深めることが求められています。

さらに、障害児の放課後対策は、飽和状態となっている学童保育所、児童クラブの利用状況から見ると、改善が必要な箇所もあります。



【施策の方向性】

障害児の発達を支援する観点から、発達相談センターの専門職の充実、専門医師との連携の確保を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供します。

妊娠期と幼児期からの健やかな生活習慣形成に向けた施策を推進します。

先天的疾患・障害は、生後すぐに発見できる場合と、経過とともに発症し、発見までに時間がかかる場合があります。このため、乳幼児健診事業の見直しや乳幼児自閉症チェックリストの導入など、健診後の相談体制を充実し、早期発見・早期治療を図り、必要な療育へつなげます。

すべての子どもが健康で個々に応じた成長ができるため健康づくりに関する正しい知識の普及や妊娠出産をめぐる知識、乳幼児期から生活習慣病予防などの普及啓発に努めます。

障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進と適切な保育や就学に向けた支援のための保育士の充実、保護者への巡回指導を行います。

障害児の放課後対策は、障害児支援のガイドラインの検討や施設等の体制整備の充実を図ります。

2. 保健・医療

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

障害を伴う疾患のリスクが高く、かつ、成人後に生活習慣病を発症しやすいとされる低出生体重児の予防に向けて、妊娠期からの健康づくりが必要です。

幼少時からの健やかな生活習慣を身につけるなどの子どもの頃からの生活習慣病対策が重要となっています。

障害の原因となる生活習慣病に起因する疾病の予防と重症化予防のほか、加齢に伴い生活機能低下（ロコモティブシンドロームなど）のリスクを下げる必要があります。

メタボリックシンドローム該当者・予備群（40～74歳）

（平成25年3月末現在）

	男性			女性			合計
	総数	40～64	65～74	総数	40～64	65～74	
被保険者数	13,289	6,437	6,852	14,094	6,488	7,606	27,383
健診受信者数	3,793	1,206	2,587	5,251	1,827	3,424	9,044
受信率	28.5%	18.7%	37.8%	37.3%	28.2%	45.0%	33.0%
予備群	709	233	476	343	115	228	1,052
該当者	944	300	644	400	117	283	1,344

再掲重複あり

年度	H20	H21	H22	H23	H24
特定健診受診者数	8,628	8,457	8,385	9,055	9,044

その人らしい生活を送るためには、健康維持や予防のための切れ目のない施策が必要です。「介護予防」に向けては、日常の身体活動量を増やすこと、さらに運動習慣を持ち、日々の生活に必要な健康と身体活動の維持に繋げる必要があります。

さらに、高齢化社会の進展に伴い、介護予防施策は非常に重要となっており、障害者にとってその能力を維持し、その人らしい生活を送るためには、健康維持や予防のための施策が必要です。

身体障害者手帳 所持者 取得時年齢状況一覧

	年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59
H25.8現在	(人)	42	66	99	153	323	579
取得時	(人)	362	288	318	414	659	1,115

	年齢	60～69	70～79	80～89	90～99	100～	合計
H25.8現在	(人)	1,334	1,844	1,963	478	19	6,900
取得時	(人)	1,413	1,520	735	75	1	6,900

【施策の方向性】

妊娠・出産をめぐる相談の実施と知識の普及を図ります。

障害があっても、子どもが健康で個々に応じた成長ができるための知識の普及啓発と適切なかわりについて啓発します。

障害、または障害の疑いのある子どもに一貫した支援を提供するために相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携を強化します。

後天的障害の原因の一つである生活習慣病を予防するため、特定健診等各種健(検)診の受診率の向上を図ります。

個々の健康状態に応じた保健指導により、生活習慣(食と運動)の見直しと改善につなげ、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます。

中、長期的視点に立ち、ライフステージに応じた予防活動を推進します。

妊娠期と幼児期からの健やかな生活習慣形成に向けた施策を推進します。

各個人に合った取り組みやすい健康づくりの各種講座を実施し積極的な参加を促進します。

身体機能の低下が徐々にみられる壮年期から、自らの身体機能の状況を自覚し高めていく生活スタイルを確保できるような支援の充実を図ります。

こころの健康づくりに対する意識が高まり実践できる人が増えるよう正しい知識の普及啓発に努めます。

介護予防の必要性について、周知・啓発活動を積極的に行うと共に、地域包括支援センターの相談機能を充実し、介護予防プログラムの活用を促進します。

難病患者の在宅生活においては、医療機関等と連携し適切な療養生活の支援を図ります。

2. 保健・医療

(2) 精神保健・医療の提供等

【現状と課題】

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、この5年間で300人以上増加し、精神障害者のニーズに適切に対応できるサービスの提供と精神疾患を起因とした生活困窮者や自殺者の増加など様々な課題が山積しています。

また、精神保健や精神障害者に対する正しい理解と地域住民への啓発（心の健康・予防・相談体制・地域の理解等）を進め、障害者や介護者の孤立化を防止する必要があります。

さらに、医療保護入院者の退院による精神障害者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援事業を展開していくことが求められています。

【施策の方向性】

こころの健康づくりに対する意識が高まり、実践できる人が増えるよう正しい知識の普及啓発に努めます。

こころの健康や病気をサポートするための体制づくりを推進します。

相談機関の周知や情報提供及び適切な相談を実施することにより、要因に応じた関係機関と連携を図り総合的な支援を実施します。

精神障害者が地域で安心して暮らせるために医療、保健、福祉の連携を強化し、互いに見守り、支えあう地域支援、環境づくりを推進します。

3. 教育・文化芸術活動、スポーツ活動

(1) インクルーシブ教育の構築

【現状と課題】

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加を図るため、一人ひとりの教育的ニーズの把握が必要です。

また、障害のある児童・生徒が差別的な取り扱いを受けることなく、障害のない児童・生徒とともに教育を受けることが求められています。

また、多様な学びの場の整備と幼・保・小・中・高など就園、就学、就労に向けて継続的支援を学習や生活の面で効果的に行う必要があります。

さらに、教育現場では、小学校・中学校ともに児童生徒の総数は減少していますが、支援学級に通級する児童生徒は、増加傾向にあります。通常学級での学習や生活を支えるために特別支援教育支援員と教員がより連携して支援に当たれるよう支援力向上や活用方法の検討が必要であるとともに、特別支援学級担当教員の専門性の向上と教育内容等の充実が求められています。

平成21年度から25年度まで(5月1日現在)小中学校特別支援級 児童生徒数

年度	小学校計					中学校計				
	支援学級				児童 総数	支援学級				生徒 総数
	学級	男	女	合計		学級	男	女	合計	
H21	44	116	54	170	9,349	22	58	31	89	4,748
H22	47	127	66	193	9,244	25	70	34	104	4,557
H23	49	135	66	201	9,132	25	76	36	112	4,553
H24	56	181	59	250	8,961	26	83	46	129	4,527
H25	56	197	82	279	8,868	27	91	43	134	4,410

【施策の方向性】

児童相談所と連携した巡回相談を通して、支援を必要とする子どもの状況を把握し、指導や支援について助言をするとともに、必要に応じて「学びの場」の変更を促します。

教育現場で支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、支援員やボランティアの配置を充実して一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

就学指導委員会では、早期からの就学相談・支援や就学判断のみならず、就学後の状況に関して、教育内容及び指導方法等の支援を行います。

特別支援教育では障害のある児童・生徒の能力を高め障害による困難が克服できるよう、ソーシャルスキルトレーニングの研究を進めます。

障害のある児童・生徒が、地域で育ち、暮らすために、学齢期から地域社会において、地域社会の一員としての居場所を持てるようにすることを目的とする『ぶれジョブ』活動に対する支援を行い、「障害のある子」から「未来の地域を作るなかま」としての意識付けを行います。

保育課や発達相談センター、教育相談所が連携し「発達障害者支援のための情報共有ファイル」の活用など、成長段階に応じた切れ目のない支援を行います。

障害のある児童生徒の就労については、養護学校、上小地域障害者就業・生活支援センター等関係機関・団体が連携し、就労支援を行います。

3. 教育・文化芸術活動、スポーツ活動

(2) 教育環境の整備

【現状と課題】

障害のある子どもが、障害のない子どもたちと共に学び、平等に教育を受ける権利の享有・行使を確保するための合理的な配慮が求められています。

安全・安心に向け、小中学校の耐震化・老朽校舎の改築を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化を推進する必要があります。

多様な学び場の整備として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境の整備の充実が求められています。

【施策の方向性】

障害のある児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じてコンピュータ等の情報機器を活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めていきます。

学校施設は災害時の避難場所でもあり、普段から社会体育等で地域住民も利用することもあるため、バリアフリー化を積極的に推進します。

教職員の特別支援教育に関する知識の向上を図るとともに、特別支援コーディネーター連絡会を基盤として、連携の充実、教員全体の支援力の向上を図ります。

保護者に対しては、就学に関する情報や、子どもの理解や支援に関する情報等について十分に提供するとともに、保護者の思いに傾聴しながら、今後の支援や就学のあり方について相談を進めていきます。

3. 教育・文化芸術活動、スポーツ活動

(3)文化芸術活動、スポーツ活動等の振興

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、芸術・文化、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、親しむことや社会参加を可能とするため、環境の整備や機会の確保等が求められています。

市民が集い、文化芸術の薫るまちづくりの新たな拠点となる交流文化芸術センターにおけるハード、ソフト両面で、障害者にとっても利用しやすい環境づくり、事業内容が必要です。

【施策の方向性】

障害の有無にかかわらず誰もがいつでも文化芸術活動やスポーツに親しむことができるまちづくりを目指し、障害者の文化・芸術活動やスポーツ等の振興を進めます。

文化・芸術活動、スポーツに関わる人材育成と施設等の整備を推進します。とりわけ施設の整備に当たっては障害者等の利便性の向上を図るように努め、誰もが利用しやすい施設になるよう整備を進めます。さらに、障害者スポーツ指導員の育成に努め、障害特性に応じた指導の充実を図ります。

障害者の芸術鑑賞や創作活動を支援し、文化芸術活動を通じた社会との交流の機会や生きがいの創出に努めます。

障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、身近にスポーツを楽しむ場をつくります。

障害者が地域で暮らし、その余暇を享受するために、地域の公民館の環境整備を図るとともに、公民館における地域の運動会や文化祭、各種講座などの開催を通じ、スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会、芸術文化に親しむ機会、発表の機会等を提供します。

社会参加を促進するための支援制度を積極的に活用します。

交流文化芸術センター及び上田市立美術館では、障害者も利用しやすい施設となる

よう、スタッフのサポート体制や設備の整備を進めます。

4. 雇用・就労

(1) 障害者雇用の促進

【現状と課題】

障害のある方の就労意欲が着実に高まる中で、就労により障害のある方が自立し、地域で生活できるよう、障害者雇用施策は一層の充実が求められています。

平成25年4月から、障害者法定雇用率が上げられるとともに、障害者雇用促進法の改正により障害者雇用義務事業者の範囲も拡大されました。こうした中で上田市内では、障害者の雇用数を増やす事業所がある一方で、雇用率が未達成の事業所も多いのが現状です。

障害者の働く機会を確保し、雇用率を向上させるためには、事業主への周知・啓発などにより、事業主の障害者雇用に対する不安を解消する必要があります。

また、地方公共団体の法定雇用率が2.3%に変更されたことから、市としても地域の一事業所として、障害者の雇用確保に努める必要があります。

【図：上田所管内の障害者雇用の状況(再掲)】

【施策の方向性】

ハローワーク、上小地域障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、ジョブながのライフサポートセンター、若者サポートセンター等関係機関と連携するとともに、事業所訪問により、事業主に対する障害者雇用への啓発を促進し、障害者雇用への理解を深め、障害者就労環境の整備を図ります。

上田市役所の障害者の法定雇用率の維持向上に努めます。

障害者の就労環境を守るため、障害者からの就労相談に対して、コーディネーターによる相談事業を実施します。

4. 雇用・就労

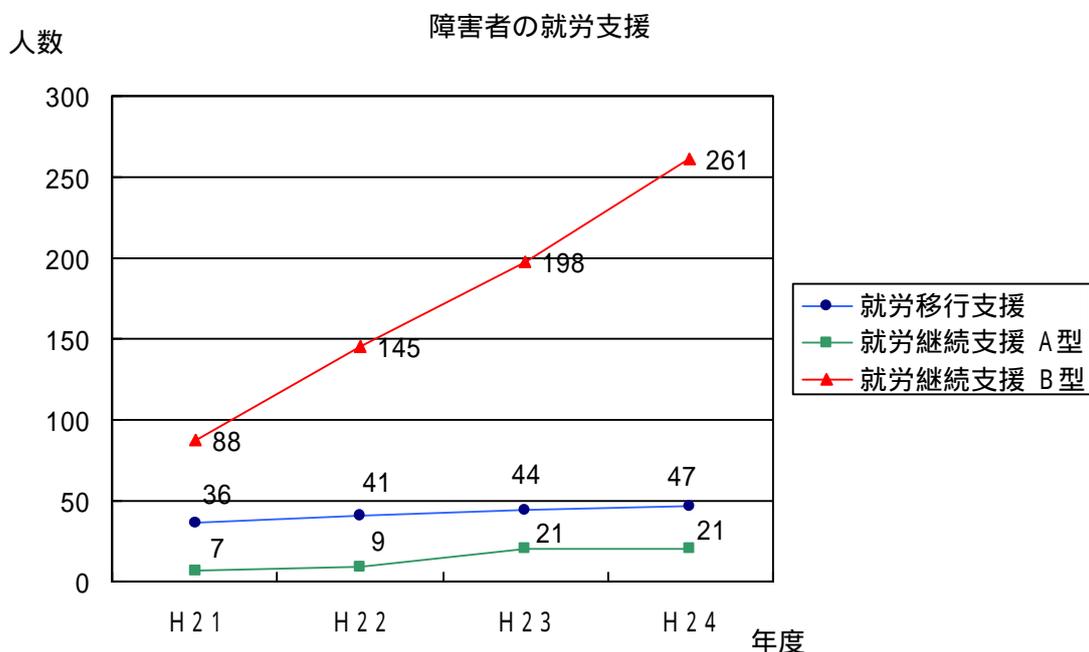
(2) 総合的な就労の支援

【現状と課題】

障害のある方の就労に関しては、職業訓練中や就労後におけるフォローアップ体制や適切なサービス利用に対する指導、助言を行うための相談窓口を充実させる必要があります。

福祉的就労施設は、一般就労が困難な障害者にとって「社会活動の場」、「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担う場所となっています。しかしながら、仕事の内容が軽作業を中心としていることもあり、「働く場」というには、工賃が低い状況にあります。

個々の障害特性や個性を尊重し、いきいきと利用するためには、就労環境の整備も重要です。



就労移行支援

就労を希望する人に生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。(65歳未満の希望者)

就労継続支援

通常に事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動のための活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。(A型:65歳未満、B型:雇用に結びつかない方)

【施策の方向性】

雇用促進室の持つ就労支援に向けた総合窓口機能の中で、ハローワークやパーソナルサポートセンターと連携しながら、障害者就業支援を実施します。

長野障害者職業センターの職業リハビリテーション等の利活用を促進し、早期の就労につなげるように努めます。

社会情勢・職場の変化・本人家庭の事情による不適合などの理由により解雇に至る前に、定期的な企業・家庭訪問により、就労に困難を抱えている方へのフォローアップ体制を充実させます。

高校・大学在学中でも長期休暇を利用し、就労移行事業所の利用ができるようにし、障害の受容・就労意欲の向上を在学中から促します。

ハローワーク、上小地域障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、ジョブながのライフサポートセンター、若者サポートセンター等関係機関と連携し、就労後のフォローアップ体制の強化、職場での定着化を促進します。

4. 雇用・就労

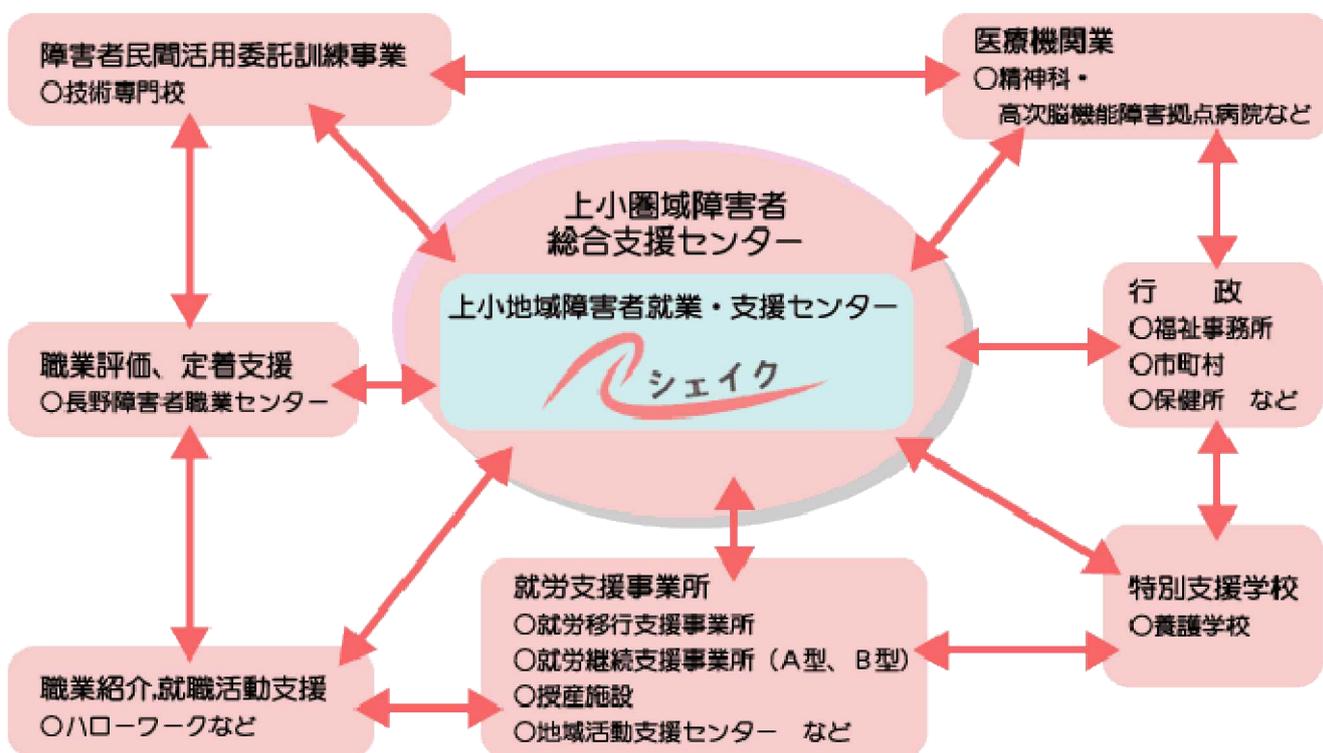
(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

【現状と課題】

障害者等が、個性と能力を最大限に発揮し、生きがいとして自ら選択した仕事に専念できるためには、雇用・就労への支援が必要不可欠となっています。

自己の能力に適した就労への選択や、就労後の職場への定着化を促進するため、その前段階における就労訓練及びサポート支援施策が重要です。

障害者就労支援ネットワーク 上小概要図



【施策の方向性】

市における物品、役務等の福祉施設等からの優先的・積極的に向けた基本方針の作成と共に年度の終了時には調達の実績を公表します。

精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大を図ります。

精神障害者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れの体制整備を図ります。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援を充実します。

短時間労働や在宅就業など障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備を進めます。

工賃向上に向けた事業所の取組を支援します。

障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備については、関係者・機関等の意向を踏まえた中で、調査・研究を進めます。

5. 生活環境

(1) 住宅の確保

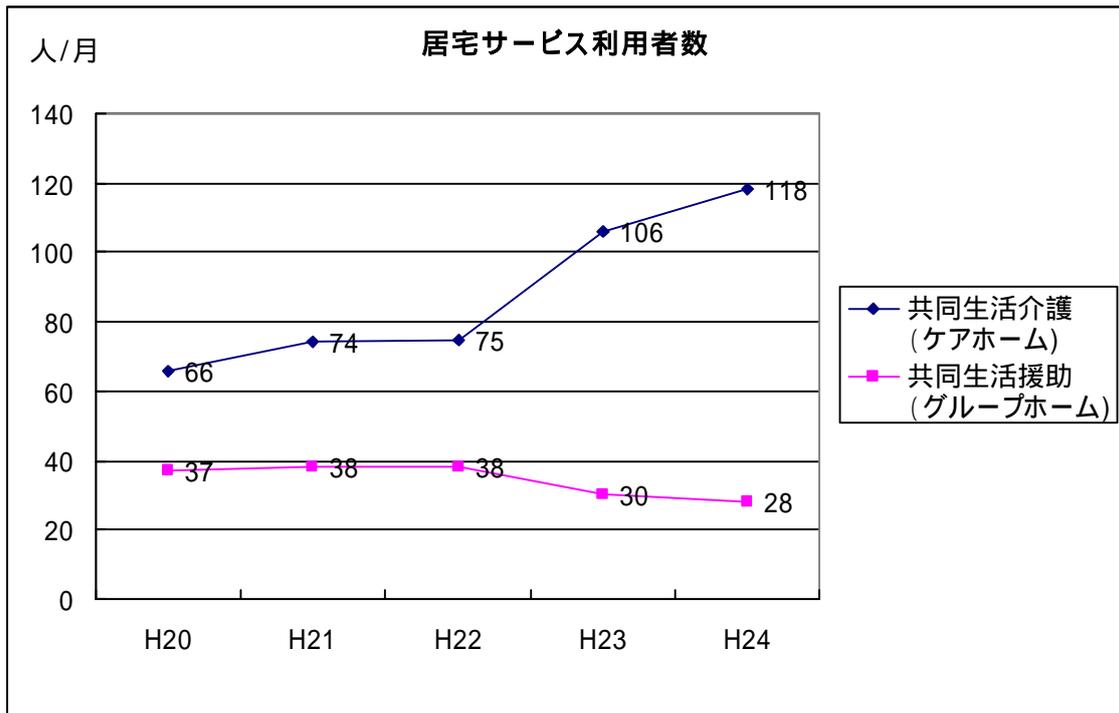
【現状と課題】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備が求められる中で障害者の高齢化により、住宅環境においてもバリアフリー化が今後ますます必要です。

また、障害者が住み慣れた地域・住宅で安心して住み続けられる環境の整備が必要です。そのため、あらかじめ障害者の健康状態やライフステージの変化に対応して、家族や住宅サービスのサポートを受けやすくする工夫が求められています。

「上田市市営住宅等ストック総合活用計画」の基本理念である「誰もが良質で安定した居住を確保し、安全、安心、快適に暮らせる住宅づくり」を踏まえ、公営住宅においても、日常生活の基盤である住宅環境でのバリアフリー化の普及が必要です。

障害者総合支援法の改正により平成26年4月にグループホームとケアホームの一元化も行われます。



【施策の方向性】

公営住宅のバリアフリー化の推進とあらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及を図ります。

障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる受け皿づくりを進めるため、公営住宅のグループホーム等への利活用を推進します。

障害者が居宅する住宅のバリアフリー化のための住宅改修費の助成を行います。

住宅の増改築や介護機器についての相談体制の充実を図られるよう、関係機関に働きかけます。

グループホーム等での地域生活が送れるよう、在宅及び入院中の知的障害者等を身近にあるグループホーム等に体験入所させ、自立意欲を高揚させます。

グループホーム、ケアホームに入居する障害者が安心して生活できるよう、消防団及び住民には、平常時の連携体制構築及び災害時のグループホームの入居者に対する避難誘導の協力等を働きかけます。

グループホーム等が建築基準法、消防法の基準に適合させるため、関係機関に周知徹底を図るとともに相談、審査を行います。

5. 生活環境

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

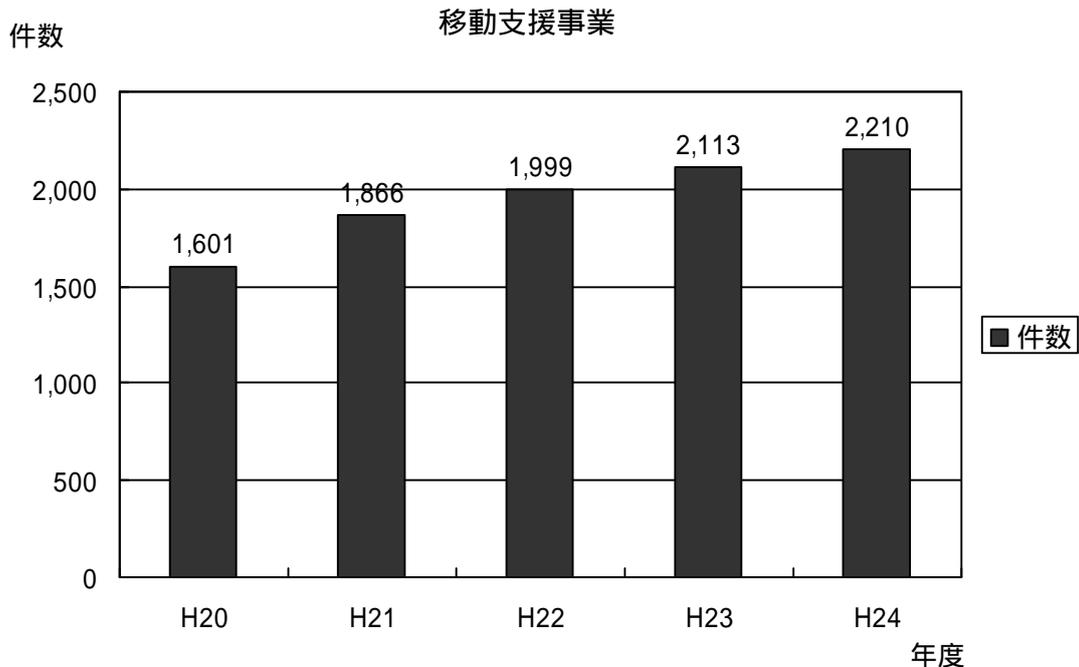
【現状と課題】

介護が必要な高齢者や障害者（移動困難者）の移動手段は、依然としてタクシーや自家用車等の個別輸送手段への依存が高い状況であり、今後も高齢化の進展に伴い、移動困難者は増加が見込まれます。

また、公共施設等の整備や保持を進める上で、聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることにも留意する必要があります。

障害の有無・種別に関係なく、誰もが利用しやすい環境（アクセシビリティ）の整備を今後も継続していくことが重要です。

さらに、地域に住む人々がお互いに譲り合い、協力し合う「ソフト面（心のバリアフリー）」での啓発活動を進め総合的な「バリアフリー化」を推進していくことがますます求められています。



移動困難者の外出支援、自立生活（買い物）、社会参加促進（行事、レクリエーション）

児童の割合が多く、身体介護「あり」と「なし」、個別支援とグループ支援がある。

【施策の方向性】

障害者の外出のための移動支援として、NPO 法人等が行う「福祉有償運送サービス」があります。サービスの必要性や事業所の適正な運行管理ができるよう上田市福祉有償運送運営協議会の開催し、利用者の利便性と安全の向上を図ります。

交通事業者と連携しながら、障害者の利用に配慮した公共交通の確保・維持を図るとともに、利用環境の改善等を通じて利便性の向上に努めます。

バリアフリー化の進んでいない施設の点検、早期改修への指導促進を図ります。

公共的施設の改修・改築にあたってアクセシビリティの拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

障害の有無にかかわらず上田市を訪れる観光客に対する利便性の向上を図るため、公共建築物や公共交通機関における障害特性を踏まえた案内表示について関係機関へ働きかけます。

誰もが使いやすい公園づくりや河川の周辺の自然環境など、河川環境の保全に努めます。

5. 生活環境

(3) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【現状と課題】

障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する上で、バリアフリー環境の構築をハード施策・ソフト施策の両方の面から整備していく必要があります。

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律(バリアフリー法)」により、施設等の新設の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務が定められています。

【施策の方向性】

様々な機能が集約された都市構造への誘導を図り、障害の有無を問わず、快適な都市空間が享受できるまちづくりを進めます。

幅の広い歩道の整備や歩道無電中化等を推進するため、交通安全施設整備事業を進めます。

生活関連経路(駅,官公庁施設,病院等を相互に連絡する道路)における危険箇所、問題点等について、現地調査を含め、利用者の声を聞きながら順次改善を図るとともに情報の収集やデータ化を進め、情報発信することも検討します。

あらゆる利用者にとって、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

歩行者の安全な通行を確保するため、路側帯の設置・拡幅を自治会などと協議して進めます。

6. 情報アクセシビリティ

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

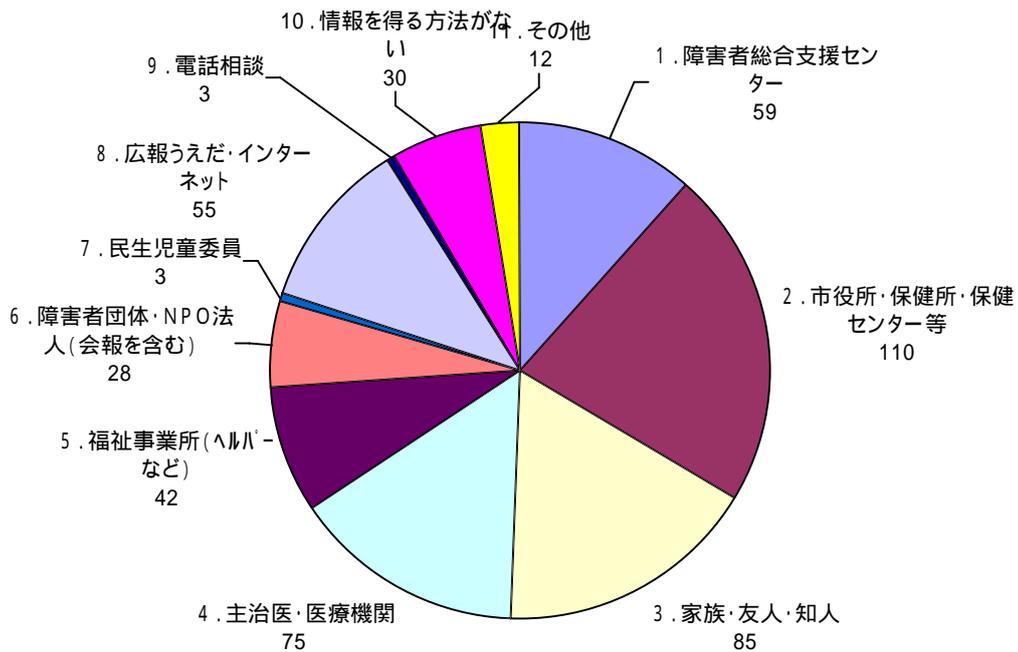
障害者が IT を十分に活用するため、IT に関する普及・啓発の促進や、活用するための知識・技術の向上施策を推進する必要があります。

「障害者基本法」及び「工業標準化法」に基づき、障害者が IT をコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにするために、機器やシステムを障害者が操作しやすいものが求められています。

IT を利用できない障害者には、個々に適した手段により格差を広げない情報提供を行うことが必要です。

【アンケート:情報の入手について から】

問 あなたは障害福祉施策やサービスについてどこから情報を得ていますか。



【施策の方向性】

障害者を含む誰もが利用しやすい IT システムの構築と、理解しやすい情報発信を行うために、アクセシビリティ（日本工業規格「JIS X 8341」）に配慮します。

市のホームページをアクセシビリティに配慮したものとするため、日本工業規格への準拠を目指します。

平成 23 年から稼働しているメール配信は、登録した携帯電話やスマートフォンなどで、いつでもどこにいてもリアルタイムに災害情報等の緊急情報を入手できることから、障害者への普及促進を図ります。

コールセンター機能の整備等により、IT を利用できない障害者が電話・ファックスなど使い慣れた手段でも手軽に情報入手できるようにします。

情報を入手するための普及啓発施策として、IT 機器活用の知識、技術向上のためパソコン教室、各種研修会等の開催に対する支援を推進します。

障害の有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報を市民と行政の双方向で利活用するシステム（環境）の整備を図ります。

6. 情報アクセシビリティ

(2) コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障害の状態や生活様態を通じて、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズ・生活環境に即したサービス提供体制の整備は、障害者が住み慣れた地域で安心して文化的な生活していく上で重要な施策です。

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう障害特性に応じた支援が必要です。

【施策の方向性】

障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話奉仕員・通訳者、要約筆記者の養成、派遣の実施による社会参加を促進します。

情報の入手手段の情報バリアフリー化を図ります。

文字による情報入手が困難な障害者に対しては、点訳・音訳により広報誌等の情報提供をします。また、絵記号等の普及や利用の促進により意思疎通が困難な方への支援を図ります。

大活字本の購入、録音図書の作成など、テープ図書のデジタル化を進めます。

7. 安全・安心

(1) 防災対策の推進

【現状と課題】

災害等不測の事態に対しては、要援護者への支援のため災害救援ボランティア活動の推進が必要です。東日本大震災を教訓として平常時から、住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識と備えがますます重要です。

また、東日本大震災以後、災害時等に対応した避難場所のバリアフリー化も必要です。

さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）など緊急度の高い情報を瞬時に、障害者を含めすべての市民へ伝達する必要があります。

災害基本法の改正により避難行動要支援者（高齢者や障害者などのうち自力で避難できない者）の名簿の作成が市町村長に義務付けられたことから、名簿作成のため、自治体内部の個人情報の収集が可能になり、併せて、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員等に名簿情報の提供が可能になりました。

災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取組状況

全自治会数		240 自治会										
	H24.4.1現在		H24.11.1現在		H24.12.28現在		H25.2.20現在		H25.3.31現在		H25.8.31現在	
	自治会数	割合	自治会数	割合	自治会数	割合	自治会数	割合	自治会数	割合	自治会数	割合
マップ取組中（協定の締結済み～）	95	39.6%	124	51.7%	139	57.9%	146	60.8%	151	62.9%	174	72.5%
マップ完成	44	18.3%	58	24.2%	72	30.0%	81	33.8%	82	34.2%	101	42.1%
マップ作成中	51	21.3%	66	27.5%	67	27.9%	65	27.1%	69	28.8%	73	30.4%
マップ未着手	145	60.4%	116	48.3%	101	42.1%	94	39.2%	89	37.1%	66	27.5%
説明会実施	12	5.0%	36	15.0%	26	10.8%	22	9.2%	25	10.4%	37	15.4%
未着手	133	55.4%	80	33.3%	75	31.3%	72	30.0%	64	26.7%	29	12.1%
計	240	100.0%	240	100.0%	240	100.0%	240	100.0%	240	100.0%	240	100.0%

【施策の方向性】

福祉関係者等とも連携し上田市地域防災計画の見直しを推進するとともに、計画に沿った実践的な防災訓練を実施します。

要援護者関連施設及び広域避難場所で土砂災害の恐れのある箇所への立地について、各施設の実態調査を行い、関係者等とその対応を検討します。

障害の有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報を市民と行政の双方向で利活用するシステム（環境）の整備を図ります。

災害時要援護者の把握を行い、自治会、自主防災組織、民生委員との連携をし、災害時への対応を図ります。

広域避難場所のバリアフリー化の実態を把握し、整備方針を作成します。

災害時要援護者受入れ施設との連携強化し、災害発生時において障害者等の支援が迅速に対応できるようにします。

障害の有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報を市民と行政の双方向で利活用するシステム（環境）の整備を図ります。

7.安全・安心

(2)防犯対策の推進

【現状と課題】

新たな手口による特殊詐欺や悪質商法が増加していることから、被害防止のための情報提供をはじめ、地域における防犯活動を推進する必要があります。

「安全・安心の確保」に向けて、犯罪を防ぐためのシステムづくりを継続的に推進することが必要であり、地域住民、関係機関・団体等地域一体となった「防犯、安全に対するネットワーク」の確立が重要です。

【施策の方向性】

民生委員、自治会及び消費生活相談機関等と連携し、消費者被害及び特殊詐欺被害などの情報提供の充実と共に、相談体制の充実を図ります。

ファックスやメールなどによる相談を受付するとともに、民生委員及び自治会と連携した相談支援体制の充実を図ります。

8. 差別の解消及び権利擁護

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

障害者を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくため、社会全体で障害に対して十分な理解を進め、配慮していくことが必要です。

共生社会の実現を図る上で、障害を理由とした差別はあってはならないことですが、依然として差別に当たると思われる事案が存在します。一方で、障害への理解不足から、障害を障害と認識しないことも多く見受けられます。

【施策の方向性】

情報提供の充実・差別を未然に防止する仕組みづくりを検討します。

(障害に対する理解の促進、既存の制度の普及啓発、社会全体の意識改革、障害者差別解消法に定める障害者の権利侵害を防止し、被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する組織の検討)

人権の視点に立った行政の推進を図り、人権擁護と救済のため、相談・支援体制の充実や救済・保護体制の充実に努めます。

情報提供の充実・差別を未然に防止する仕組みをつくるため、障害に対する理解の促進、既存の制度の普及啓発、社会全体の意識改革、障害者差別解消法に定める障害者の権利利益を侵害しないための「地方公共団体等職員対応要領」の作成を検討します。

8. 差別の解消及び権利擁護

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者の地域移行と高齢化の進展にともない、判断能力の不十分な障害者の財産管理や「親亡き後」の安定した生活の確保が求められています。

平成 24 年 10 月に上田市虐待防止センターを福祉課窓口、各地域自治センター健康福祉課窓口、障害者自立支援センターに開設しました。虐待案件に対しては速やかに対応してきましたが、通報や対応の遅延から事態が深刻化するケースが懸念されます。

少子高齢化や核家族化にともなう障害を持つ子どもや高齢者の家庭内での虐待だけでなく、福祉サービス現場や職場での虐待案件も表面化してきています。

障害者虐待防止センター 通報件数 (H24.10～H25.6)

通報件数	17	件
うち虐待案件	8	件

虐待種別 (件)	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
	3	0	2	0	4
障害種別 (人)	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
	3	4	1	0	1

(重複案件あり)

平成 24 年 4 月に上田地域定住自立圏の取組により成年後見支援センターが開所しました。相談支援、後見人等の人材育成、後見人サポート、法人後見等の直接的な支援だけでなく、地域ネットワークを活用した支援のコーディネータなど総合的な支援機能を備えることにより、必要なサービスや支援施策につなげ、成年後見及び権利擁護の総合的な支援を行っています。

平成 24 年度上小圏域成年後見支援センター相談受付件数

相談件数 983 件

対象者別	身体障害者	知的障害者	精神障害者	高齢者	65歳未満	認知症高齢者	その他	(複数回答あり)			
	32	38	124	137	12	585	55				
相談内容別	制度全般	申立手続等	申立人	後見候補等	申立・報酬費用	身上看護	財産管理	権利侵害	後見ニーズ・判断能力	状況調査・ケース調査	その他
	146	302	137	204	70	72	176	42	97	367	268

【施策の方向性】

広報誌等の活用や研修会・講演会での周知により虐待防止に関する啓発・普及活動を推進します。

関係機関（上田自立支援協議会や上田市要保護児童対策地域協議会への参加機関）による情報の共有と解決に向けた検討や個別ケースへの支援を図ります。

虐待ケースへの対応を迅速に行うと共に適切な支援が行えるよう、虐待防止マニュアルの見直しや関係機関との連携によりスキルアップを図ります。

成年後見支援センターを中心に、成年後見人制度の周知を図ると共に、市民後見人の育成と活用を図り、障害者等の権利の侵害や財産管理に対して適切に処理していきます。

9. 行政サービス等における配慮

(1) 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

障害を持つ方が、適切な配慮を受けることができるよう、職員自らが障害者の理解を深める必要があります。

障害者とその権利を行使することができるように、障害者に対しては、選挙等における配慮を行う必要があります。

【施策の方向性】

職員等に対する障害者に関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

障害者に優しい投票所の環境整備を推進します。

- ・ 期日前投票所及び各投票所への、車椅子、車椅子用記載台及びスロープの整備
- ・ 期日前投票所及び各投票所への、点字器及び点字用氏名掲示等の整備"

判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票制度の的確な活用等、極め細やかな対応に心がけるとともに、秘密保持の適正化に努めます。

県と連携を図りながら、指定病院等における不在者投票の適正な実施について、注意喚起を図ります。

郵便投票証明書所持者に対する投票機会の確保に努めます。

行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。